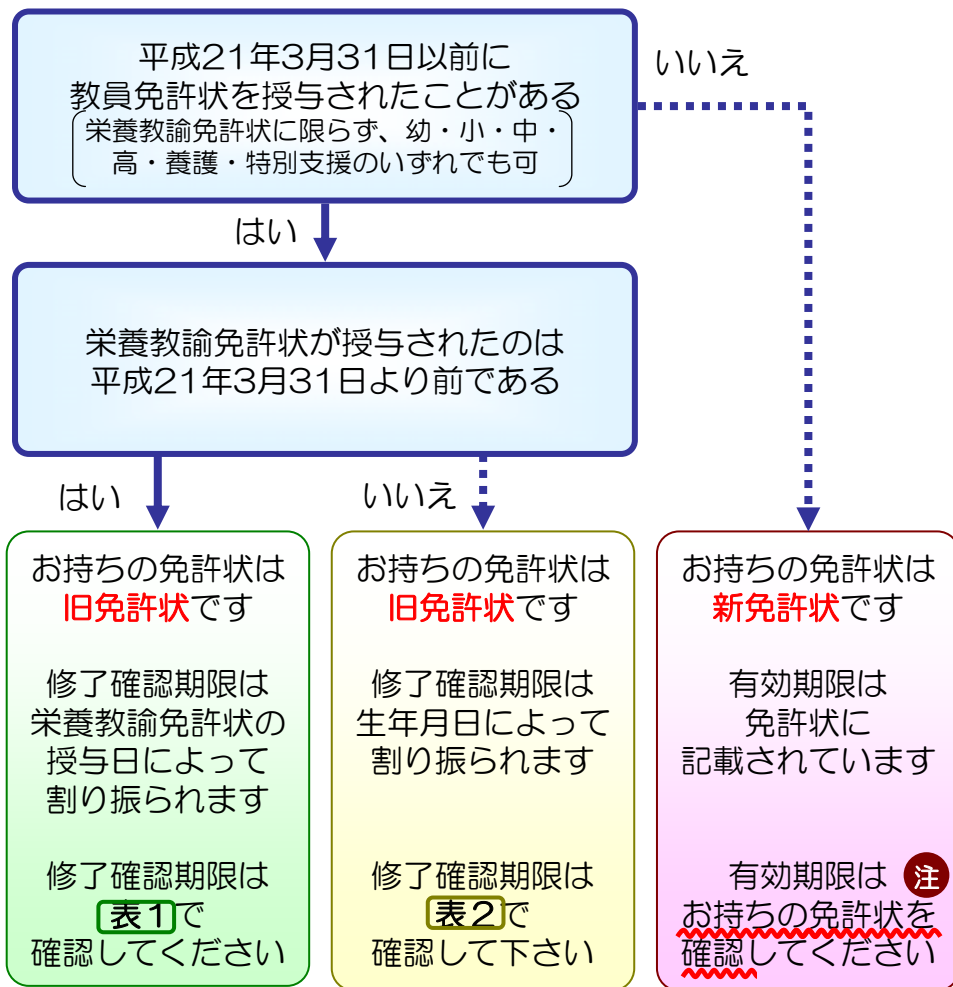


# 栄養教諭免許状を持っている方の 修了確認期限・有効期限について

栄養教諭免許状を持っている方の免許の更新期限は、  
免許状の授与を受けた時期により異なります。  
以下のチェック表で、お持ちの免許状の更新期限を確認してください。



※新免許状：平成21年4月1日以降に授与された、有効期限のある免許状。

※旧免許状：平成21年3月31日以前に授与された有効期限のない免許状。

旧免許状所持者であれば、平成21年4月1日以降に新たな免許を授与されても、  
その免許状には、有効期限は付されません。

表1 旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を  
平成21年3月31日以前に授与されている場合

栄養教諭免許状の 授与日	最初の終了確認期限	免許状更新講習の受講期 間・修了確認申請期限
平成18年3月31日 以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日

表2 旧免許状所持者のうち栄養教諭免許状を  
平成21年4月1日以降に授与されている場合

	生年月日	最初の終了確認期限	免許状更新講習の受講期 間・修了確認申請期限
第1 グループ	昭和30年・40年・50年の 4月2日～翌年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～ 平成23年1月31日
第2 グループ	昭和31年・41年・51年の 4月2日～翌年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～ 平成24年1月31日
第3 グループ	昭和32年・42年・52年の 4月2日～翌年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～ 平成25年1月31日
第4 グループ	昭和33年・43年・53年の 4月2日～翌年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～ 平成26年1月31日
第5 グループ	昭和34年・44年・54年の 4月2日～翌年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～ 平成27年1月31日
第6 グループ	昭和35年・45年・55年の 4月2日～翌年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～ 平成28年1月31日
第7 グループ	昭和36年・46年・56年の 4月2日～翌年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～ 平成29年1月31日
第8 グループ	昭和37年・47年・57年の 4月2日～翌年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～ 平成30年1月31日
第9 グループ	昭和38年・48年・58年の 4月2日～翌年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～ 平成31年1月31日
第10 グループ	昭和39年・49年・59年の 4月2日～翌年4月1日 昭和60年4月2日以降	平成32年3月31日	平成30年2月1日～ 平成31年1月31日

新免許状所持者の場合、複数の免許状を持っていると、その中で最も遅い  
有効期限がすべての免許状の有効期限になります。

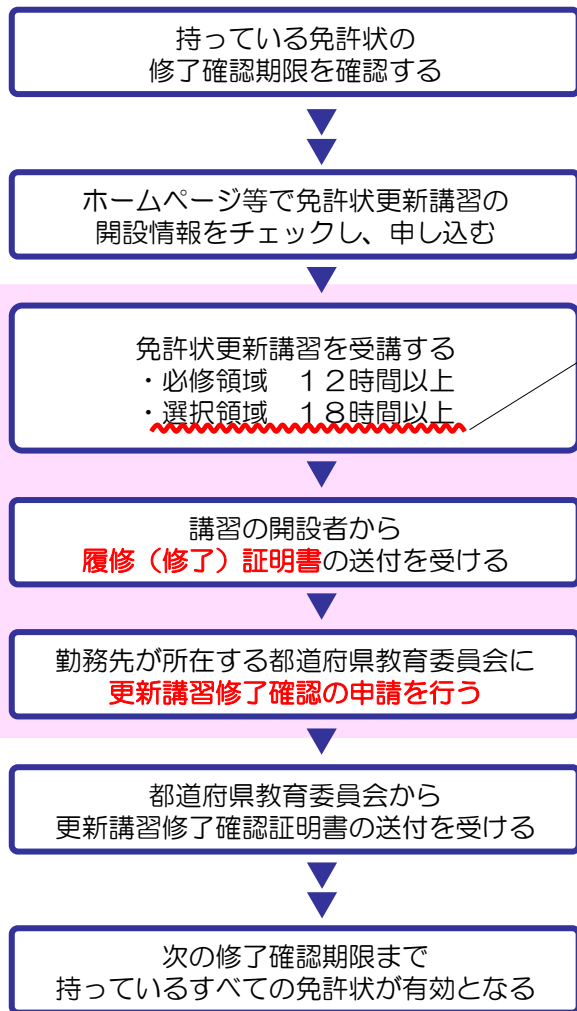
そのため、栄養教諭免許状を授与された後に、取得した教員免許状があ  
る場合には、そちらの免許状の有効期限を確認してください。

**注**

# 教員免許状の更新の流れ（栄養教諭向け）

免許状更新の流れは、大まかに以下の流れとなっています。

## ◆ 旧免許状所持者の場合 ◆



2年2ヶ月前～2ヶ月前までの  
修了確認期限の間

免許状更新講習は、大学等で開設されています  
文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習は文  
部科学省HPで確認可能です

文部科学省のHPでは申し込み手続きはできません  
ので、手続き等詳細は各開設者のHP等をご確認ください

選択領域の講習を選ぶ際には、「栄養教諭」を対象と  
した講習を18時間分選択する必要があります

「教諭」もしくは「養護教諭」のみを対象とする講習を  
受講しても更新手続きができません

必ず文部科学省HPに掲載している一覧で、  
「対象職種」を確認してください

大学等から送られてくる証明書には2種類あります

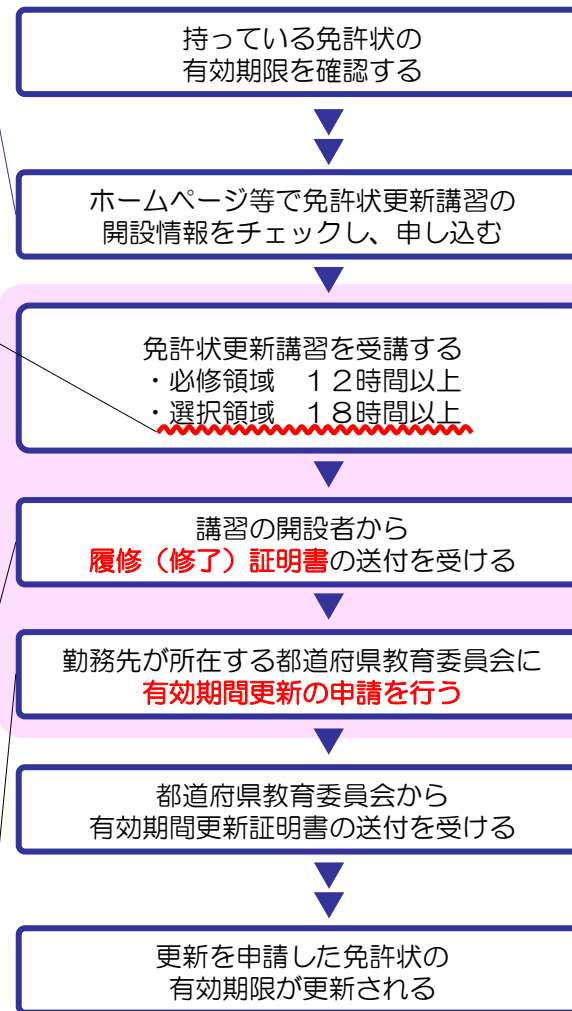
・修了証明書: 必修12時間以上、選択18時間以上  
を含む、あわせて30時間以上の講習の修了を  
一括で証明する場合

・履修証明書: 上記以外の場合。複数大学で分けて  
講習を受講した場合などに発行される

履修（修了）証明書が送られてくるだけでは、  
免許状の更新は終了しません。

大学から送付されてきた証明書を添えて、各都道府  
県教育委員会に申請を行ってください。  
(指定の様式等、手続きの詳細は教育委員会にお尋  
ねください)

## ◆ 新免許状所持者の場合 ◆



有効期限満了の日から  
2年2ヶ月前～2ヶ月前までの  
間